

第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第9章
帰宅困難者対策

第10章
避難者対策

第11章
物流・備蓄・輸送対策の推進

第12章
放射性物質対策

第13章
住民の生活の早期再建

現在の到達状況

- 区と都を合わせて、3日分の食糧の確保
- 要配慮者対策物資の備蓄
- 飲用飲料水の備蓄と、仮設給水栓や災害用井戸の整備
- 物流業者との協定締結等による輸送手段の確保、輸送体制の構築
- 輸送体制強化のための船着場の整備

課題

- 被害の程度によっては物資の途絶が3日以上に及び、備蓄している食糧が足りなくなるおそれ等があるほか、被災者の多様なニーズに対応するため調達体制の強化が必要
- 水道施設が被害を受けた場合、通常給水を再開するための迅速な復旧と、復旧するまでの間の応急給水による飲料水等の確保が必要
- 輸送拠点で荷捌きされた物資を効率的に区内の避難所等に輸送する体制の確立が必要
- 受援体制の整備

具体的

地震前の行動(予防対策)

食糧・生活必需品・飲料水等の確保

- 食糧及び生活必需品等の計画的な備蓄
- 備蓄物資の整備点検と適正な管理
- 備蓄物資の増強や品目の見直し
- 応急物資の供給協定締結の推進
- 多様な応急給水への取組の実施
- 飲料水や生活用水確保のための普及啓発
- 飲料水や生活用水確保のための協力体制の確立

備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

- 備蓄倉庫の確保及び管理
- 食糧・生活必需品等の輸送及び配分方法の決定
- 地域内輸送拠点の選定
- 分散備蓄の場所の確保

輸送体制の整備、輸送車両等の確保

- 物流事業者等との連携による円滑な物資輸送体制の確立
- 車両等の調達のための協定の締結

燃料の確保

- 燃料のストック状況・連絡・燃料の搬送等の体制の構築
- 実践的な訓練による実効性の確保

地震直後の行動(応急対策)

食糧・生活必需品・飲料水等の供

- 被災者への食糧、生活必需品
- 適正な配布方法の確立
- 計画的な物資の調達
- 飲料水の確保のための応急給
- 多様な手段による飲料水や生

義援物資の取扱い

- 義援物資の要否の検討・決定、
- 義援物資等の受付、配分及び
- ボランティア等の協力による

緊急輸送対策

- 車両等の調達及び配車のあつ
- 車両等の配車計画の策定と緊
- 人員輸送・物資輸送の実施

燃料の供給

- 協定による燃料等の石油類の
- 災害応急対策に従事する車両

対策の方向性

- 【食糧・生活必需品等の確保】物資の確保体制の構築、発災後3日分の食糧等の確保、多様なニーズに対応した調達体制の拡充
- 【水の確保】区・住民防災組織の応急給水活動のための施設整備の推進、多面的な飲料水・生活用水の確保
- 物流事業者や倉庫事業者等と連携した輸送体制の構築及び分散備蓄の促進
- 輸送手段としての車両等の調達配分計画及び各機関へのあっせん・供給等による協力、船着場の活用
- 燃料確保のための体制の構築
- 受援計画の策定に向けた検討

到達目標

- 都との連携による迅速な物資の確保と強固な調達体制の構築
- 応急対策物資の供給協定の推進
- 防災備蓄倉庫の整備推進と分散備蓄の確立
- 船着場の整備や物流事業者との連携等による物資輸送体制の強化
- 燃料確保体制の強化
- 受援計画の策定

な 取 組

発災後 72 時間以内

地震後の行動(復旧対策)

発災後 72 時間以降

給

及び飲料水等の供給

水活動の実施
活用水の確保

飲料水・食糧・生活必需品等の安定供給

- 多様な避難者ニーズの把握
- 多様なニーズに対応した物資の確保
- 炊き出しの実施
- 飲料水の消毒・消毒効果の確認による飲料水の安全確保
- 学校プール、災害用井戸等による生活用水の確保

受付・問合せ先等の広報
保管
分別体制の構築

物資の輸送

せんの要請
急通行車両の確認

- 食糧・生活必需品等の輸送・配分方法の決定
- 地域内輸送拠点から避難所等への物資の輸送

調達
等の優先給油の検討

第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進

対策の方向性

1 食糧・水・生活必需品等の確保

被災者に対し、生命維持に最低限必要な飲料水、食糧、生活必需品を供給する。

【食糧・生活必需品等の確保】

備蓄量の増加と調達先の拡大により、災害時に必要な物資を確保できる体制を構築する。そのため、区は都と連携して備蓄するなど、発災後3日分の食糧・生活必需品等の確保に努める。また、小売事業者等との更なる連携強化等により、様々なニーズに対応できるよう調達体制の拡充に努める。なお、必要物資の調達に当たっては、数量の精査だけではなく、要配慮者のニーズを適切に把握する必要がある。とりわけ、食糧確保に当たっては、アレルギー等の食事制限について十分に配慮した食支援が必要になるため、区は専門家を活用した地域の支援ネットワークの構築に努める。

【水の確保】

都は、区及び住民防災組織等が円滑な応急給水活動を開始することができるように施設整備等を行うとともに、区と連携して消火栓等を活用した仮設給水栓からの応急給水をはじめとする多様な飲料水確保対策を実施する。

また、区は学校プールや防災貯水槽、災害用井戸の活用など、生活用水についても同様に復旧状況も踏まえ、必要量の確保に努める。

2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。

また、物流事業者等と連携した防災備蓄倉庫及び学校備蓄倉庫、地域内輸送拠点における効率的な物資運搬体制を構築するとともに、倉庫事業者等と連携し、集まった支援物資を保管する場所を確保する。

3 輸送体制の整備

災害応急対策活動を実施するため、輸送手段として必要とする車両・舟艇等の調達配分の計画及び各機関へのあっせん又は供給等による協力活動を行う。

また、発災時における関係者間の情報の共有化や連絡調整の迅速化等のため、物流事業者等との連携による円滑な物資輸送体制の確立に努めるほか、船着場を活用した舟による水上輸送により道路交通網の麻ひに備える。

4 燃料の確保

燃料供給に係る実効性のある体制の構築に努める。

予防対策

第1節 食糧及び生活必需品等の確保

[区]

1 食糧及び生活必需品等の確保

区は、被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食糧、飲料水、生活必需品等を備蓄する。

- (1) 区は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。
- (2) 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における区の最大避難所生活者数等を基準とする。
- (3) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- (4) 物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。
- (5) 被災者の中でも、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食糧、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。
- (6) 調整粉乳の備蓄について、区は災害発生後の最初の3日分を備蓄する。

2 応急対策用物資及び資器材の備蓄計画

(1) 現況

区は災害応急活動を十分に果たせるよう平素から物資及び資器材を確保し、なお増強に努めている。

平成17年度には、新潟県中越地震を教訓とし、備蓄食糧品について、即応性や携帯性、安全性に優れた発熱剤付きアルファ米やビスケット、クラッカーに品目を変更し、平成20年度までに入替えを行ったほか、平成20年度から、マンホールトイレを新たに配備している。平成24年度には、東日本大震災に関する検証を踏まえて、通常の供給食糧の喫食が困難な要介護状態の高齢者やアレルギーを有する乳幼児等の食支援の観点から、とろみ調整食品、口腔ケア用品及びアレルギー対応粉ミルク等を新規備蓄した。また、避難所内等でのケアに必要なエアーマットや障害者特有のニーズに対応した生活必需品についても新たに配備した。平成30年度から令和3年度にかけて、避難所運営者の負担軽減やアレルギーへの対応を目的として、発熱剤付きアルファ米を個食のアルファ米に、ビスケットをライスクッキーに変更した。

そのほか、平成26年度に開催した「女性の防災対策懇談会」からの提言を踏まえ、衛生用品や夜間照明等の女性や要配慮者に配慮した物資の充実を図った。

なお、備蓄期限の満了が近づいた備蓄食糧については、その更新にあわせて防災訓練を行う住民防災組織等に交付し、訓練の充実と区民の防災意識向上を図ってい

る。

また、保管場所については、現在区内に28か所の防災備蓄倉庫を整備しているほか、発災時に区民の避難所となるすべての小・中学校等に備蓄倉庫を設置している。

- ※ V-02：防災備蓄倉庫所在地等（区）（別冊資料 P250 参照）
- ※ V-03：防災備蓄倉庫位置図（別冊資料 P251 参照）
- ※ V-04：東京都備蓄物資一覧（墨田区内倉庫分）（別冊資料 P252 参照）
- ※ V-05：墨田区備蓄物資一覧表（総括表）（別冊資料 P254 参照）
- ※ V-06：墨田区備蓄物資一覧表（防災備蓄倉庫別）（別冊資料 P256 参照）
- ※ V-07：墨田区備蓄物資一覧表（学校備蓄倉庫別）（別冊資料 P258 参照）
- ※ V-08：障害者用物資保管ケース内訳（別冊資料 P270 参照）
- ※ 医療及び防疫資器材の備蓄状況：（震災編第8章「医療救護等対策」参照）
- ※ V-10：区有貯水槽一覧表（別冊資料 P272 参照）
- ※ VIII-01：雨雪対応資器材一覧表（別冊資料 P329 参照）
- ※ VIII-02：応急ポンプ（雨雪対応用）一覧表（別冊資料 P331 参照）
- ※ VIII-03：発動発電機（雨雪対応用）一覧表（別冊資料 P332 参照）
- ※ VIII-04：都市整備部保有自動車（別冊資料 P333 参照）

（2）計画目標及び事業計画

災害対策活動を十分に果せるよう平素から各種資器材及び救助物資等を準備し、計画的に備蓄の増強に努めるとともに、緊急の補充に備えるため、区内の業者を常に調査し、必要な措置を講じておくものとする。

また、物資及び資器材は、被害想定や過去の災害などを踏まえながら、女性や要配慮者に配慮した物資等を備蓄するなど適宜、見直しを行う。

食糧の備蓄、輸送、供給等に当たっては、要配慮者等への配慮を含めて管理栄養士・栄養士等の活用を図る。

3 備蓄品の整備点検計画

（1）計画方針

備蓄資器材は、常に使用可能な状態で保管しなければならないので、定期的点検のほか、盗難予防、防湿等万全な管理を行うものとする。

（2）事業計画

ア 備蓄倉庫のエレベーター及びリフトは、年1回以上点検整備する。

イ 物資の防湿を図るため、定期的な開放・換気に努めるとともに、消火器の配置、部外者の入室を禁ずる等の措置をとる。

4 応急食糧品等の供給協定

区は災害時においても安定した食糧の確保を図るため、民間協力による災害応急対策事業の一つとして、東京都米穀小売商業組合墨田支部と「災害時における応急食糧用精米の供給協力に関する協定（昭和55年11月4日締結）」を、また、東京都麺類

協同組合本所、向島支部と「災害時における応急食糧用麺類等給食の供給協力に関する協定(昭和56年3月14日締結)」を締結した。

さらに、区の備蓄体制の補完と住民ニーズの多様化に対応するため、区商店街連合会のほか、主要小売店舗等と応急物資の優先供給等に関する協定を締結し体制の強化に努めている。

第2節 飲料水及び生活水の確保

[区、水道局]

1 災害時給水ステーション（給水拠点）の整備

都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1か所の災害時給水ステーション（給水拠点）の設置を目標とし、浄水場（所）・給水所等の施設を活用するとともに、災害時給水ステーション（給水拠点）がない空白地域の早期解消を図るため、応急給水槽の建設を行ってきた。また、区は、受水槽、プール、防災貯水槽、災害用井戸等の施設を活用するなど、都と連携して応急給水に万全を期する。

(1) 現有給水資器材

給水活動に活用できる資器材として現有するものは、次のとおりである。

ア 区

器 材	数 量	保管場所	備 考
給水タンク（350ℓ）	10台	スカイツリー防災備蓄倉庫	
給水タンク（0.5t）	2台	白鬚東防災備蓄倉庫	
給水タンク（1t）	58台	白鬚東・東向島・業平・スカイツリー防災備蓄倉庫及び学校備蓄倉庫	
飲料水容器（10ℓ）	31,000枚	白鬚東・本所防災備蓄倉庫及び学校備蓄倉庫	
ポリタンク（20ℓ）	109個	東向島防災備蓄倉庫及び学校備蓄倉庫	
給水袋	1,500枚	文花公園	
車載式給水架台セット（1t用）	2台	白鬚東防災備蓄倉庫	折りたたみ式
ろ過機	72台	区施設等38台、区立小・中学校34台	

イ 水道局墨田営業所

器 材	数量	保管場所	備 考
給水タンク (1 m ³) (0.3 m ³)	6 個 2 個	墨田営業所 (墨田区千歳 2-2-11)	(取水所) ○亀戸給水所 (※所在は江東区であるが取水所として運用) 20,000m ³ 配水池 (1池) ○文花公園応急給水槽 1,500m ³ ○両国公園 (小規模応急給水槽) 100m ³

(2) 給水能力

ア ろ過機による給水

区では、ろ過機を区立小・中学校及び区施設等に 72 台設置している。ろ過機のろ過能力は毎時 2,500ℓ である。

※ V-09: ろ過機配備場所 (別冊資料 P271 参照)

このろ過機による給水の源水は、区立小・中学校のプールの水を活用する。

イ 東京都応急給水槽による給水

都が区立文花公園に昭和 58 年に設置した応急給水槽は、常時 1,500 m³の飲料水を貯水している。また、区立両国公園には、平成 12 年 1 月に常時 100 m³の小規模応急給水槽が設置されている。

ウ 飲料水供給協定による飲料水の確保

都との協定に基づく白鬚東地区防災拠点の住宅付帯貯水槽の使用のほか、民間施設との飲料水の供給協定を現在区内の 13 団体と締結しており、今後とも、新たな施設との協定の締結を推進していく。

2 多様な応急給水への取組

区は、都水道局から貸与を受けた、消火栓等を活用した応急給水に必要な応急給水用資器材等を活用して、速やかな応急給水を実施する。この資器材は、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、すべての指定避難所等に配備した。

※ V-11: 消火栓等を活用した応急給水等に係る資器材及び配備場所一覧 (別冊資料 P274 参照)

3 飲料水の確保

区は区民、事業者による飲料水の備蓄を促進するため、更なる普及啓発に努める。

4 生活水の確保

学校プールや防災貯水槽、災害用井戸等も活用し、多様な水の需要に対応する。また、事業所及び家庭において、平素から水の汲み置き等により生活水の確保に努めるよう普及啓発する。

区設置貯水槽は、現在区内に 57 か所 (3,313t) を整備している。

また、区設置貯水槽の設置場所を区民に対し周知するため、看板を設置している。

※ V-10: 区有貯水槽一覧表 (別冊資料 P272 参照) <再掲>

第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

[区]

- 1 備蓄倉庫については、物資及び資器材を平時から適正に管理・保管を行う。
- 2 区が備蓄(都の寄託物資を含む。)する食糧、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。
- 3 区が避難所等へ食糧及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都福祉保健局に報告する。また、区の公共施設整備に合わせ、地域内輸送拠点の複数化を図るための計画を進める。
- 4 区の公共施設整備の際には防災備蓄倉庫を確保することとし、分散備蓄の推進に努める。なお、大規模民間施設の建設に併せて増設に努めるとともに、集合住宅等の整備の際には、居住者が備えるための備蓄倉庫の整備を要請する。

第4節 輸送体制の整備

[区]

震災時における関係者間の情報の共有化や連絡調整の迅速化等のため、物流事業者等との連携による円滑な物資輸送体制の確立に努める。

第5節 輸送車両等の確保

[区]

第二次交通規制実施時には、緊急交通路に指定された道路では、一般車両の通行が禁止され、緊急通行車両を優先して通行させる。

区は、震災発生時に緊急通行車両等として使用を予定している区有車両については、事前届出を行うものとする。

なお、区においてさらに必要とする車両等は、協定等により調達し、不足をきたすような場合は、都に応援又はあっせんを要請する。

(上記の他、緊急通行車両全般については震災編第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」参照)

第6節 燃料の確保

[区]

区は、東京都石油商業組合台東・墨田支部と「災害時における燃料の優先供給に関する協定」（平成8年2月21日締結）を締結した。また、区内事業者と「災害時における灯油等の優先供給に関する協定」（平成26年8月25日締結）を締結するなど、対策を進めている。

協定の実効性を高めるため、平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制、実践的な訓練の実施など細部にわたり実効性のある体制の構築に努める。

応急対策

第1節 食糧の供給

[区]

1 計画方針

- (1) 区は震災時における被災者への食糧等の供給を行う。
- (2) 被災者に対する食糧の供給は、区が開設する避難所等において、災害救助法の定める基準に従って行う。
- (3) 備蓄物資（クラッカー等）として都福祉保健局が区に事前配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て区が輸送し被災者に供給する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への供給を優先して実施し、事後に報告するものとする。
- (4) 必要に応じて、国の物資調達・輸送調整等支援システムにより、都福祉保健局に備蓄物資の供出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

2 食糧の備蓄

- (1) 食糧の供給の対象者数は、平成24年の都被害想定のうち、東京湾北部地震M7.3、夕方18時、風速8m/秒のケースにおける避難所生活者数約94,200人^(*)を基準とする。
- (2) 区は、都との役割分担に基づき、この約94,200人の1日目（3食）分の食糧を備蓄している。なお、2日目以降分の食糧については、都と連携して3日分を確保する。また、帰宅困難者対策として想定される約61,000人の1食分についても備蓄を行っている。
- (3) 被災乳幼児（満2歳未満の者）に供給する調製粉乳については、約1,300人（区内0歳及び1歳児の半数×避難者人口割合）の3日分を区が備蓄している。4日目以降分は、都が備蓄あるいは調達により供給する。
- (4) 道路啓開が本格化する4日目以降は、輸送が可能になると考えられるので、炊き出しによる供給を実施することとし、都福祉保健局に食糧の調達を要請するものとする。
- (5) 都は、被災者の多様な食糧需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても整備する。
- (6) 都及び区は、企業等にも食糧等の備蓄について協力を依頼するものとする。

3 配布基準

- (1) 災害救助法適用前
災害救助法施行細則による限度額以内とする。
- (2) 災害救助法適用後

^(*) 令和4年に公表された都被害想定における避難所生活者数が未公表であるため、平成24年時点の数値を基準としている。

災害救助法施行細則に定めるところによる。

(3) 炊出実施及び食品配分方法

ア 給食の順位

罹災者に対する給食は、原則としてライスクッキー、クラッカー、アルファ米の順で行い要配慮者等への配慮を行う。

イ 給食の範囲

罹災者に対する給食は、主として避難収容者を対象に実施するが、状況により、収容者以外で日常の食糧を欠く罹災者に対しても実施する。その際には、要配慮者等への配慮を行う。

ウ 食糧配分の方法

一時に多数の給食は困難と思われるので、要配慮者を優先して行う。要配慮者への配分に当たっては、アレルギーや食事の流動食化といった食支援について十分配慮すること、また、各避難所では、担当職員数が限られるので、罹災者の中から適当な人員の協力を得て実施する。したがって、罹災者自身の自律機構を確立し、担当職員は主として公正な配分計画樹立に留意し、実配分は罹災者自身が行うよう措置する。

エ 食品供給簿

避難所ごとに責任者は、給食に関し、次の帳簿を備えておくものとする。

(ア) 食品供給簿

避難所名
第 班 班長名

年 月 日	給 食 給 食 内 容	給 食 数			備 考
		朝	昼	晩	

(イ) 避難所物品受払簿

品 名	単 位
年 月 日	摘 要 受 払 残
・	・
・	・

4 物資の調達要請

区は、被災者に対する食糧等の供給のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。調達計画には、食糧の多様化や要配慮者等に配慮した主食、副食の調達数量や調達先その他調達に必要な事項について定める。

また、災害救助法適用後、食糧等の供給の必要が生じたときは、状況により物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。

5 食品の輸送及び地域内輸送拠点

(1) 食品の輸送

機関名	内 容
区	災対物資輸送部は、災対総務部（総務隊）による調達車両（雇上げ）を主体とするとともに、区所有車を併用し、区及び都の調達食品を、避難所又は罹災地区の給食を必要とする者に緊急輸送を行うものとする。なお避難所への輸送は、災対救護部（収容隊）からの給食所要量の調査報告に基づき実施する。 ※ VII-10：物資輸送部受け持ち施設一覧表（別冊資料 P328 参照）

(2) 地域内輸送拠点

地域内輸送拠点は、区庁舎とする。供給時は、各避難所又は区施設とする。

第2節 生活必需品等の供給

[区]

1 計画方針

- (1) 区は震災時における被災世帯に対する生活必需品の供給を行う。
- (2) 被災者に生活必需品を供給する場合、災害救助法の定める基準に従って、配分方法等について定める。
- (3) 区が被災し供給の困難な場合、知事に応援を要請する。
- (4) 備蓄物資（毛布、敷物等）として、都福祉保健局が区に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て区が輸送し被災者に供給する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。
- (5) 必要に応じて、国の物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の供出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。
- (6) 要配慮者のための物資も備蓄に努める。

2 生活必需品配布基準

(1) 災害救助法適用前

災害救助法施行細則による限度額以内とする。

(2) 災害救助法適用後

災害救助法施行細則に定めるところによる。

(3) 供給する生活必需品の品目等の決定

ア 区本部長は、罹災者に供給する品目、数量等を災害の状況に応じて原則として災害救助法施行細則における限度額の範囲内でその都度定める。

イ 災害救助法適用後は、都本部長の指示を受け実施する。なお、通信途絶等により指示を受けるいとまのないときは、アにより決定し、罹災者に配布後、直ちに都本部長に報告する。

(4) 生活必需品の供給の範囲

生活必需品の供給は、主として避難所の罹災者を対象に実施するが、その他生活必需品困窮の罹災者に対しても状況により実施する。

(5) 生活必需品の配分

ア 災対救護部長は、交付対象者の把握に努めるとともに物資の交付の方法、従事者の確保、その他必要な配分計画を策定するものとする。

イ 生活必需品の交付担当者は、アの配分計画に基づき民間協力団体、罹災者、ボランティア等の協力を得て、罹災者に公平に交付する。

ウ 避難所収容の罹災者に対する生活必需品の交付は、避難者収容担当職員が、罹災者、ボランティア等の協力を得て実施する。

エ 調達した物資の交付、被害程度の大なるものを優先し、以下順次に行う。

オ 生活必需品の交付担当者は、罹災者に物資を交付したときは、罹災者から所定の受領書を徴するものとする。

※ VI-14：生活必需品等物資供給及び受領書（別冊資料 P309 参照）

カ 生活必需品交付担当責任者は、所定の物資受払いを記録しておくものとする。

※ VI-11：避難所物品受払簿（別冊資料 P306 参照）＜再掲＞

3 生活必需品の調達要請

区は震災時において実施する被災者に対する生活必需品等の供給のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

また、災害救助法適用後、生活必需品等の供給の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。

（1）調達目標

ア 現在備蓄してあるものを除き、平素から都と緊密な連絡をとり、都備蓄量を把握する。また、区において調達を予想される日用雑貨類は備蓄に努めるとともに、関係業者及び優先供給協定締結団体等を把握し、災害発生時には迅速な救援活動を行う。

イ 災害発生後の被害調査に基づき、被害の程度に応じた調達品目を決定し、それぞれ調達計画を樹立して調達する。

ウ 支援物資の供給に際しては、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的な実施を図る。

（2）調達品目

生活必需品のうち、調達を予定する標準品目は、次のとおりとする。

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事用具、食器、日用品、光熱材料

（3）調達方法

ア 都本部長の指示を受けた場合は、区内業者より必要な品目について区が購入する。

イ 通信途絶等緊急の場合は、区において必要な品目を定め直接業者より購入し、事後都本部長に報告する。

ウ 区の調達数量に不足が生じたとき又は調達不可能なときは、区本部長は都福祉保健局に調達を要請する。なお、災害救助法適用後は、状況により都福祉保健局に対し手配を要請するものとする。

4 生活必需品の輸送及び地域内輸送拠点

（1）生活必需品の輸送

長期避難収容者救護を第一とし、各避難所に対し雇上げ自動車を主力として行う。輸送に当たっては、状況に応じ迅速かつ安全なコースを選定する。

（2）地域内輸送拠点

地域内輸送拠点は、区庁舎とする。供給時は、各避難所又は区施設とする。

（3）その他の必要事項

輸送車両類所要数、所要人員等は本章応急対策第5節「緊急輸送対策」による。

第3節 飲料水等の供給

[区、水道局]

1 計画方針

(1) 飲料水給水計画

ア 活動方針

非常災害時における飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上から極めて重要なことである。

災害により、一般家庭での水道の使用が不能又は困難になったときは、区本部長は応急給水槽での給水活動を実施する。あわせて、区独自の給水対策の整備に努める。

イ 目標

災害発生に際して、飲料水を確保することができない者に対し、1日1人当たり最低必要量（3ℓ）の飲料水を供給するものとする。

(2) 生活用水給水計画

災害時には、飲料水とともにトイレ、洗濯、風呂などに使用する生活水の確保が重要となる。このため、雨水利用の推進や災害用井戸の活用、民間協定等による生活水の確保に努めていくこととする。

2 飲料水給水計画

(1) 震災時の応急給水の方法

ア 応急給水が行われる災害時給水ステーション（給水拠点）

名称	所在地	水量 (m ³)
①亀戸給水所※	江東区亀戸2-6-50	20,000
②南千住給水所※	荒川区南千住8-2-6	33,300
③文花公園応急給水槽	墨田区文花1-27-5	1,500
④両国公園（小規模応急給水槽）	墨田区両国4-25-3	100
⑤渋江東公園（小規模応急給水槽）※	葛飾区東四つ木2-15	100
⑥白鬚東地区防災拠点	墨田区堤通2	2,700

※ 所在は墨田区外であるが、墨田区の飲料水給水計画に含まれる。

イ 東京都地域防災計画で定める災害時給水ステーション（給水拠点）での都区役割分担

機関名	内容
区	1 亀戸給水所及び南千住給水所 被災者への応急給水を区職員（災対救護部職員）が行う。 2 文花公園応急給水槽、両国公園（小規模応急給水槽）及び渋江東公園（小規模応急給水槽） 応急給水に必要な資器材等の設営及び被災者への応急給水を区職員（災対救護部職員）が行う。

機関名	内 容
都	亀戸給水所及び南千住給水所 施設被害等により、応急給水資器材の設置が必要な場合は、資機材設置を行う。

ウ 白鬚東地区防災拠点での給水活動

機関名	内 容
区	区職員（災対救護部職員）は、「白鬚東地区防災拠点における防災施設の管理及び防災機器の作動等に関する協定」に基づき給水活動を行う。

エ 医療施設等への応急給水

機関名	内 容
都	病院及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、区からの緊急要請（都災対本部経由）があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。

(2) 災害時給水ステーション（給水拠点）以外における給水活動

区は、災害時給水ステーション（給水拠点）における給水活動を補完するため、次のような給水活動を行う。

機関名	内 容
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害直後に水道水の給水が困難な場合は、学校受水槽から採水し、被災者に給水する。 2 区は、都水道局が行う給水活動を都区役割分担に基づき支援し、被災者への給水を行う。 3 各給水拠点等から飲料水を輸送し、避難所を中心に区民への給水を行う。 4 都水道局に通水状況を確認した上、避難所又はその周辺のあらかじめ指定された消火栓等を活用し、応急給水用仮設給水器材による応急給水を実施する。

3 生活水の確保

(1) 雨水利用

雨水利用施設において貯留した雨水を、非常時の消火用水、トイレ洗浄水、風呂水及び洗濯用水などの生活用水に活用する。

(2) 既存水利の活用

既存水利の活用を図る目的で、「災害時における公衆浴場の使用及び井戸水の提供に関する協定」「災害時における貯水の利用等に関する協定」を締結している。その他、避難所施設内マンホールトイレの洗浄用に設置を進めている深井戸も活用する。

深井戸	平成9年度	柳島小
	平成22年度	柳島小、二寺小
	平成23年度	横川小、梅若小
	平成24年度	業平小、墨田中、両国中

平成 25 年度	三吾小、立吾小、文花中
平成 27 年度	言問小、八広小、寺島中
平成 28 年度	押上小、本所中
平成 29 年度	菊川小、三寺小、吾二中、 木下川吾亦紅
平成 30 年度	両国小、一寺小、四吾小、 吾立中
令和元年度	緑小
令和3年度	外手小、隅田小
令和4年度	小梅小

第4節 義援物資の取扱い

[区]

1 義援物資の取扱い方針

平成 24 年 7 月 31 日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

区は、上記報告や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

2 義援物資の受付・配分及び保管

- (1) 受領した義援物資については、寄託者に受領書を発行する。
- (2) 混載物資の内容物の分別は、ボランティア等の協力を得て実施する。
- (3) 受領した義援物資については、区庁舎（リバーサイドホール等）に保管し、区が策定する配分計画に従って配分する。ただし、災害の状況によっては、他の公共施設等に集積所を設け保管する。

なお、配分作業は、ボランティア等の協力を得て実施し、混載物資の内容物を分別する体制の構築に努める。

第5節 緊急輸送対策

第1項 輸送車両等の確保

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、東京都トラック協会墨田支部、日本通運隅田川支店]

1 車両調達計画

機関名	内 容
区	1 区において必要とする車両等は、都、東京都トラック協会墨田支部、その他民間の協力のもとに、区総務隊庶務班において調達する。

	<p>2 所要車両数に区が調達した台数で不足を生じる場合には、都財務局経理部輸送課（都本部長室）に応援又は配車のあっせんを要請する。</p> <p>※ VII-03：区車両保有状況（別冊資料 P321 参照）</p> <p>※ VII-04：緊急災害時車両供給会社一覧表（別冊資料 P322 参照）</p>
--	---

2 配車計画

機関名	内 容
区	<p>1 配車方針 災害応急対策及び災害復旧計画に必要な車両、舟艇は、総務隊において配車計画をたて、輸送力を確保する。</p> <p>2 配車手続 (1) 配車請求 区各隊において車両等を必要とするときは、車種、トン数、台数、引渡場所、日時等を明示のうえ、総務隊庶務班に請求する。 ※ VII-05：車両舟艇調達請求書（別冊資料 P323 参照） (2) 総務隊庶務班は、供給先から調達し、請求隊に引渡す。</p> <p>3 車両の待機 (1) 災害発生のおそれがあるとき、総務隊は状況に応じ、所要台数の範囲内で、東京都トラック協会墨田支部その他を通じて、車両確保の依頼をすることができる。 (2) 区各隊から請求があった場合は、上記の中から各隊へ引き渡し、必要により補充しておく。 (3) 区各隊において待機車両を必要とするときは、総務隊庶務班に請求し、当該隊用として待機させることができる。</p>

3 緊急通行車両等

- (1) 災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための緊急通行車両及び緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認は、警察署長及び交通機動隊長が、本所・向島警察署、隊本部、交通検問所において行う。
- (2) 区が救助物資等を緊急輸送するときは、当該車両の確認を本所警察署又は向島警察署に申請する。
- (3) 緊急通行車両等の事前届出制度に基づき、必要な車両については、事前届出を行う。
- (4) 緊急通行車両等には、災害対策基本法施行規則第6条に基づく標章を掲出するものとする。
※ VII-06：災害対策基本法施行規則第6条に基づく標章（別冊資料 P324 参照）

4 防災関係機関の輸送計画

機関名	内 容
警 視 庁 第七方面本部	1 避難者の輸送その他緊急に必要な場合は、区災対本部と連絡のうえ調達する。

本所・向島警察署	2 調達は、原則として区又は都災対本部を通じて行う。 ※ VII-07：警察署保有車両数等一覧表（別冊資料 P325 参照）
東京消防庁第七消防方面本部本所・向島消防署	調達は、原則として消防署独自に行う。 ※ VII-08：消防署保有車両数等一覧表（別冊資料 P326 参照）

第2項 人員及び救助物資輸送

[区、東京都トラック協会墨田支部、日本通運隅田川支店]

1 人員輸送

被災者の移送方法については、都福祉保健局が区と協議の上決定し、都財務局調達のバス等を中心に、区、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施するものとする。

2 物資輸送

- (1) 災害用資器材は、災対物資輸送部又は災対建設部（水防用資器材）が輸送する。
- (2) 食糧、生活必需品等は、区の地域内輸送拠点まで都福祉保健局が輸送し、引継ぎを受けた後は、災対物資輸送部において輸送する。
- (3) 医薬品、衛生材料、防疫資材等は、区が設置する災害薬事センターまで都福祉保健局が輸送し、引継ぎを受けた後は、災対物資輸送部において輸送する。
- (4) 物資の輸送に当たっては、自転車、リヤカー等、自動車以外の輸送手段も含むあらゆる手段を活用し、実施する。また、道路交通網の麻ひに備え、隅田川に整備された吾妻橋船着場のほか、内河川の船着場を活用した舟による水上輸送を活用する。
- (5) その他、区及び都各部局は、相互に協力して輸送を円滑、迅速に実施するものとする。

第6節 燃料の供給

[区]

「災害時における燃料の優先供給に係る協定」等を締結した、東京都石油商業組合台東・墨田支部や区内事業者から燃料等の石油類を調達することになっている。なお、区内事業者との協定では、輸送も含めた燃料供給の確保に努めている。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策についてもあらかじめ検討しておく。

復旧対策

第1節 多様なニーズへの対応

[区]

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子供など避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

区は変化していく避難者を把握し、ニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、女性用物資の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

第2節 炊き出し

[区]

1 炊出時期

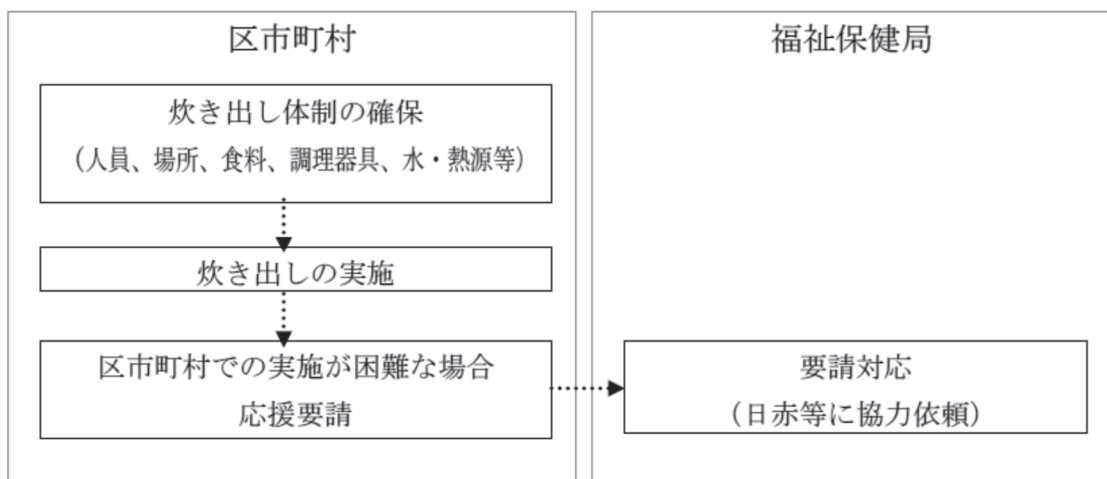
震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。

2 炊出方法

通常、区立小・中学校等の給食設備を利用するが、施設が使用不能の場合は、区が備蓄している煮炊きレンジ等を使用する。また、この要員は、災対救護部（収容隊）のほか、日赤奉仕団、民間団体、町会・自治会の住民防災組織、ボランティア等の協力を得て実施する。

また、食糧の備蓄、輸送、配食等に当たっては、要配慮者等への配慮を含めて管理栄養士・栄養士等の活用を図る。

被災者に対する炊き出しその他による食糧等の供給が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請する。



第3節 水の安全確保

[区]

- 1 区は「環境衛生指導班」を編成し、飲料水の衛生の確保を行う。
- 2 ライフライン復旧後、住民が給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認してから飲用に供するよう、適正に周知する。

第4節 生活用水の確保

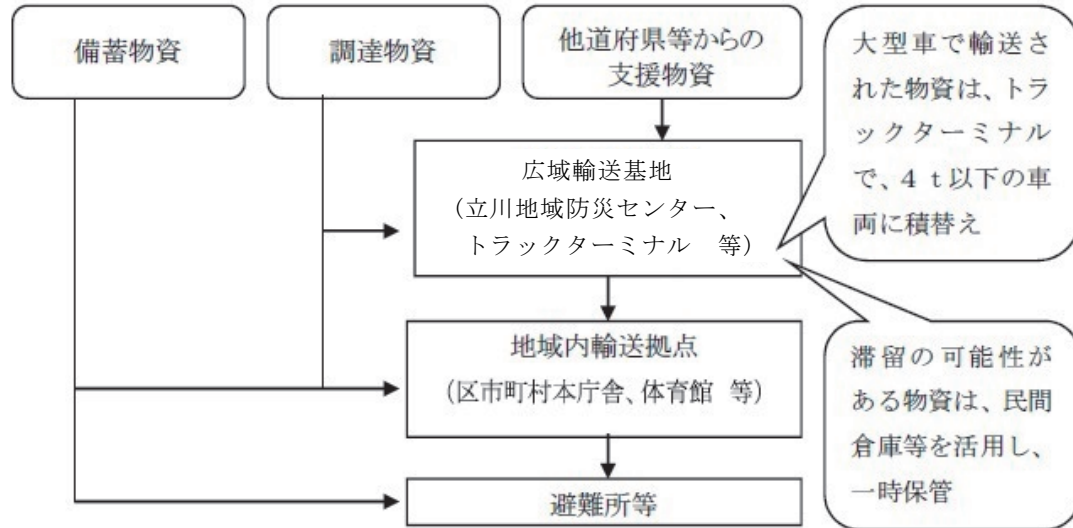
[区]

- 1 避難所等における対応
被災後も断水が継続する場合には、学校のプール、防災貯水槽、災害用井戸等で生活用水を確保する。
- 2 事業所・家庭等における対応
上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、災害用井戸、河川水等によって水を確保する。

第5節 物資の輸送

[区、東京都トラック協会墨田支部、日本通運隅田川支店]

【陸上搬送概念図】



区は、区が調達(都からの調達分を含む。)する食糧及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。

地域内輸送拠点を選定し、都福祉保健局に報告するとともに、集積地で受入れた物資を避難所等へ輸送する。